

質疑回答

令和4年5月13日

四万十市新食肉センター整備推進協議会

代表者 中平 正宏

業務名: 四万十市新食肉センター整備基本設計業務

質疑NO	該当箇所	質疑事項	回答
1	実施要項 3 募集要領 (5)-①-ウ	実施要項では、「電気・機械分野を再委託する場合は、再委託先に…設備設計一級建築士…」と記されていますが、『仕様書／Ⅱ-1-(2)ウ、エ』では、「設備設計一級建築士又は建築設備士と記されています。再委託先に建築設備士も可と判断して宜しいでしょうか。	実施要項3の(5)業務実施上の条件に、電気・機械分野を再委託する場合は、「設備設計一級建築士」が所属していることが条件となります。 そのうえで、専門分野を担当する主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する技術者の配置が必要となります。
2	実施要項 4 応募手続き (4)-②	1. 同種業務実績について、添付する書類は、契約書の鑑の写し、PUBDISの登録の写し等、業務の完了の確認できるもののいずれか一つと考えれば宜しいでしょうか。	・業務の完了の確認ができるものの書類はいずれか一つで構いません。
		2. 「業務の完了の確認できるもの」とは、業務完了届や確認申請済証などとみなせばよいでしょうか。	・確認申請済証は可とします。業務完了届は事業者からの届け出となりますので不可とします。
		3. 又、該当することが確認できる図面等の資料とは、施設全体配置図を適用すると考えて宜しいでしょうか。	・同種業務実績が確実に分かる図面(平面図等)と考えます。なお、提出する図面は1～2枚程度で構いません。
		4. 尚、業務実績の添付書類は、様式3のみとし、様式4-2～6の業務の実績には添付必要無しと考えて宜しいでしょうか。	・様式4-2～6について、同種業務実績を評価しますので、実績がわかる添付書類を求めます。 ・4-2～4-6の主任技術者の実績については追加様式10(実績証明書)による対応も可とします。
3	様式-2	様式-2の参加者に所属する技術者数とは、総務・経理関係の職員数は含めないと考えて宜しいでしょうか。 電気設備や機械設備の業務を協力事務所に再委託する場合は、人数欄は0とし、協力事務所名に再委託先の事務所名のみを記入すると考えればよ宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。

4	様式-2	<p>“分担業務分野外”とは、建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備、積算業務外の分野を示すのでしょうか、 本基本設計業務以外の業務(他物件の設計業務)に担当する技術者数を意味するのでしょうか。</p>	<p>様式2は参加者の評価を行うための資料となります。 本基本設計業務以外の業務(他物件の設計業務)に担当する技術者数を含め、参加者に所属する技術者及び有資格者について、建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備、積算、それ以外の分野にあたる技術者が所属する場合は、分担業務分野外に人数を記載してください。</p>
---	------	--	--